

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告；

被告；岐阜 県

原告第3準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2018年1月15日

上記原告ら訴訟代理人

弁 護 士 山 田 秀 樹

外11名(略)

本準備書面は、原告らの個人に関する情報は、原告らが自ら外部に発信しているか否かに関わらず、公権力（特に警察）との関係で保護の対象となるべきものであることを述べるものである。

第1 本件で問題とされている情報の性質について

本件訴訟は、警察による原告らの個人情報の収集等が、原告らに対するプライバシー侵害等の違法性を有するかを問うものである。

これまで原告らが明示的に取り上げているのは、シーテック社作成の議事録（以下、シーテック社議事録という）内に記述された原告らの個人情報についてのみである。それらについてみるだけでも、各原告が、①自ら公に発信した情報、②限られた範囲の者だけに発信した情報、③外部に発信していない情報、④警察が下した

原告らの評価情報（例えば、原告近藤について、「やっかい」との評価が述べられている。）があることがわかる。

しかし、実際には、警察が保有する原告らの個人情報にはシーテック社議事録に記載されているものに限られず、長期間にわたって収集されてきたものが大量に存在する。そのことは、シーテック社議事録の記述から明らかである。すなわち、例えば、第1回議事録で、大垣署警察官が「三輪唯夫氏や松島氏が風力発電に拘わらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存知か。」と言っている前提には、警察が原告三輪及び同松島について、「自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」と断定するだけの個人情報がすでに収集されているということである。原告三輪及び同松島についてはさらに、「同じ岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画して（いる）」という事実を裏付ける個人情報も収集している。原告近藤についても、「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子氏』という人物がいるが、ご存知か。」と言っている。警察がこのように断定するだけの個人情報をすでに収集しているからこそ出る発言である。原告船田についても、第3回議事録で、「三輪唯夫は、・・・船田伸子と強くつながっており」としており、やはり原告船田について警察が相当量の個人情報を収集していることが伺える。

したがって、本件における問題の核心は、警察が、原告らを、「公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧」（答弁書2頁）の観点から監視すべき対象者と位置づけ（ラベリング）、原告らの様々な個人情報を日々収集し記録化しデータベース化し利用し続けていることのプライバシー侵害性である。

そうだとすると、シーテック社議事録に警察官の発言としてたまたま記録されている個人情報だけを、各原告が自ら外部に公表しているか否かというような基準で分類したうえ、細分化された個人情報の要保護性を検討するだけでは、警察の加害行為の捉え方、原告らの被害の捉え方として適切ではない。言い替えれば、警備公安警察としては特定の人物について個人情報の種類や秘匿性の有無程度を問わず

収集し、分析・評価することを行っているが、他方、自分の個人情報を収集される者としてはそのような丸裸的な個人情報の収集はすべて拒絶したいところである。岐阜県警警備部が収集している原告らの個人情報は、「公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧」の観点から監視すべき対象者というカテゴリで集積されており、これらの個人情報を通じて各原告の思想信条、政治信条やこれに準ずる内容もあるから、そのセンシティブ性は総体として極めて高いものと言うべきである。

本件において、原告らがプライバシー侵害あるいは個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・管理・提供されない自由の侵害として問題としているものは、上記③のみならず、①②を含むものである。その要保護性の判断において、原告らが自ら外部に発信したかどうかは重要ではない。

第2 外部への発信情報がプライバシー保護の対象であること

1 判例上も、外部への発信情報がプライバシー保護の対象であること

判例においても、自ら外部に発信した情報をプライバシー保護の対象とすることが示されている。

京都府学連事件判決（最高裁大法廷昭和44年12月24日判決）では、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（中略）を撮影されない自由」を認めた。その上で、「少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」とした。

当該事案は、京都府学連主催の大学管理制度改悪反対等を標榜するデモ行進に参加した学生が、その過程でデモの隊列が事前の道路使用許可条件に反し、道路交通法に違反したという現行犯的状况における写真撮影の適法性が争点であった。

当時も、「デモ参加者にはもともと肖像権はない、すなわち、肖像権を自ら放棄しているので、写真撮影を違法とする主張の根拠はない」という考え方があった（大阪高裁昭和41年7月15日判決・下刑集8巻7号941頁、憲法判例百選I第3

版 p 4 1 鴨野幸雄教授解説)。デモ行進は自分たちが正しいと考える主張を公衆に訴えるために自分の存在を不特定多数の人々にアピールしているのであるから肖像権を放棄しているのだという考え方に立っているものと思料される。

しかし、最高裁はこのような考え方を採用しなかった(最高裁判所判例解説刑事篇昭和44年度の調査官解説494頁)。「少なくとも、警察官が」「正当な理由もないのに」「個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されない」としたのである。

2 最高裁が「正当な理由」を求めた理由

なぜ、最高裁はこのような判断をしたのか。

「少なくとも、警察官が」という限定は、警察官以外の者については許容するのか警察官とは異なる基準で許容するのか曖昧だが、「警察官」による撮影について限定が必要だという考え方に立脚していることは明らかである。

「撮影すること」としているのは、目視とは明らかに区別していることを示している。目視であれば、見た人の記憶になるだけであるから、正確に再現して他者に自分が目視した肖像等を示すことはできない。これに対して、撮影によると、撮影者が記憶していなくても、画像として正確に残ることによって、無数の他者に自分がみた肖像等と同じものを見せることができ、その撮影物を長期間保存し、いつでも見、利用することができる。一瞬見られることと撮影されることは、プライバシー保護の必要性において全く異なる。最高裁は、収集(撮影)の瞬間の不法行為性だけを問題にしているのではなく、その後、被撮影者の知らないところで警察が自らの判断で利用することの問題性を意識していることは明らかである。

そうであるがゆえに、最高裁は、「正当な理由」を求めたのである。上記最高裁判決は、道交法違反の現行犯の立証という限定された目的が明確である場合について、「正当な理由」があると判断したのである。

3 警備公安警察による個人情報の収集

上記事案における写真撮影という個人情報の収集は1回限りのものであり、自分

の個人情報（肖像等）が収集（撮影）されていることを被撮影者が認識していることにより、後日、違法撮影を抗議し、収集した個人情報の廃棄・抹消請求をすることができる。このようなことができるか否かも、プライバシー保護の観点から重要である。

これに対して、本件で問題にしている警備公安警察による個人情報の収集は、継続的であり、収集されていることを本人は知らないために、後日、違法収集を抗議し、収集した個人情報の廃棄・抹消請求をすることができない。しかも、収集目的が社会に対しても対象者に対しても公表明示されていないから、いつからだれのだのような個人情報が収集され保存・利用されているかが全くわからない。そうであるだけに、上記最高裁判決のような考え方で、警備公安警察による個人情報の収集を適法とする場合には、「正当な理由」の判断は極めて厳密かつ限定的になされる必要がある。そうしないと、警備公安警察は日本国内のいる者全員を監視の対象にしかねない。

個人に関する情報は、公権力による情報収集及び保有に対してこそ保護されるべき趣旨を明らかにしたのが、上記最高裁判決の調査官解説である。同解説は、警察による容ぼう等の撮影と私人によるそれとでは問題の性質が異なることを端的に示しており、すなわち「私人が公道を通行中の他人を撮影したときには、それが公表されない限り、あまり問題とならないであろうが、警察官に行動を看視され写真まで撮影されるということになるとこれは軽視できない」と説明している（前記判例解説491頁～492頁）。

4 プライバシーは、何よりもまず公権力に対する対抗概念であること

本件は、国家賠償法の適用をめぐる憲法訴訟である。

そして、言うまでもないことだが、憲法は自由の基礎法であり、国家権力を制限する基礎法である。つまり、憲法の存在は、個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することを目的とする立憲主義思想に基づいている。

また、日本国憲法の特徴として、次の指摘がある。すなわち、「日本国憲法は、

18条において人権保障の基本とも言うべき奴隷的拘束からの自由を定め、31条以下において、諸外国の憲法に例を見ないほど詳細な規定を置いている。これは、明治憲法下での捜査官憲による人身の自由の過酷な制限を徹底的に排除するためである。」（「憲法 第5版」芦部信喜、高橋和之補訂 p 234）

京都府学連事件判決が、警察によるプライバシー侵害に対して厳格な態度を取った理由は、このような憲法制定の趣旨が十分に吟味されたものと思料される。

プライバシー侵害の紛争は、私人間において、表現の自由などとの調整のための理論が様々に考察されてきた。しかしながら、そもそも対公権力という場面においては、何よりもまずプライバシー保護が重視されるべきである。

「強制ではない任意手段だから公権力が市民の個人情報を収集するのは自由」であるという、「公権力の自由」ともいうべき考え方を無前提にとることは、立憲主義思想に反する危険な考え方であって失当である。捜査においても、任意手段による情報収集が許される対象者は、犯人（被疑者）及び犯罪の証拠を有している者に限定されている。これらに該当しなければ、監視対象にならないのが原則である。それでも警備公安警察が特定の人々を監視対象とすることを合理化できるとすれば、一般市民だれもが納得するような極めて例外的な者（例えば、国際指名手配になっているテロリスト）に絞り込まなければならない。

本訴訟においては、公権力、とりわけ日本国憲法が警戒した警察権力が原告らの個人情報を収集する正当な理由がそもそもあるのか、あるとすればどのような理由なのか、そもそもそこに合理性があるのか、が厳しく問われなければならない。

以上